

令和5年度6月補正予算の概要

(単位:千円)

会 計 名	補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額	
一 般 会 計	11,920,257	29,816	11,950,073	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	3,638,662	-	3,638,662
	後 期 高 齢 者 医 療	1,145,222	-	1,145,222
	介 護 保 険	3,087,249	-	3,087,249
	小 計	7,871,133	-	7,871,133
下 水 道 事 業 会 計	2,807,186	-	2,807,186	
合 計	22,598,576	29,816	22,628,392	

1 一般会計

(1) 歳入

➤ 国庫支出金

- ・ 保育対策総合支援事業費補助金 940 千円
- ・ 地方創生臨時交付金 24,529 千円

➤ 県支出金

- ・ 保育対策総合支援事業費補助金 250 千円
- ・ 障害者総合支援事業費補助金 175 千円

➤ 雑入

- ・ コミュニティ助成事業助成金 3,900 千円
- ・ コミュニティ助成事業町内会負担金 22 千円

(2) 歳出

➤ 真名瀬バス停屋根修繕 624 千円

➤ コミュニティ助成事業備品購入費

- ・ 真名瀬町内会、下山口町内会、芝崎町内会の備品購入 1,422 千円

➤ コミュニティ助成事業補助金

- ・ 上山口町内会が行うエアコン整備に対する補助 2,500 千円

➤ 神奈川県町村情報システム共同事業負担金

- ・ デジタル手続法及び住民基本台帳法の改正に伴うシステム改修 330 千円

国外転出者の公的個人認証やマイナンバーカード利用への対応

➤ 物価高騰対策として支給する支援金、補助金等

- ・ 高齢者施設等支援金（上半期分） 10,448 千円
- ・ 障害者施設等支援金（上半期分） 668 千円

・子育て支援センター指定管理業務委託料（上半期分）	60 千円
・児童デイサービス施設支援金（上半期分）	60 千円
・民間放課後児童クラブ支援金（上半期分）	240 千円
・民間保育所等支援金（上半期分）	1,910 千円
・医療機関等支援金（上半期分）	2,383 千円
・農業者肥料等購入費補助金	2,960 千円
・肥育牛飼料等購入費補助金	3,800 千円
・漁船燃料費補助金	2,000 千円
➤ 発達障害児等支援推進事業備品購入費	
・送迎用バス安全装置購入費	175 千円
置き去り防止安全装置を購入する（葉山町たんぽぽ教室）	
➤ 放課後児童健全育成事業補助金	
・送迎用バス安全装置設置補助金	440 千円
民間放課後児童クラブが行う置き去り防止安全装置設置に対する補助	
➤ 認可保育所等補助金	
・保育所 I C T 化推進事業補助金	1,000 千円
保育園が行う病後児保育の予約システム導入費に対する補助	
➤ 臨御橋架け替えプロジェクト	
・橋桁内部状態調査業務委託、橋桁内部状態評価業務委託	5,434 千円
➤ 予備費（歳入歳出額の調整）	△6,638 千円

一般会計補正予算の内訳

○ 歳入

(単位:千円、%)

区	分	補正前		補正予算額	補正後	
		予算額	構成比		予算額	構成比
町	税	5,610,831	47.1		5,610,831	47.0
地	方 譲 与 税	61,801	0.5		61,801	0.5
利	子 割 交 付 金	3,000	0.0		3,000	0.0
配	当 割 交 付 金	43,000	0.4		43,000	0.4
株	式等譲渡所得割交付金	45,000	0.4		45,000	0.4
法	人 事 業 税 交 付 金	32,000	0.3		32,000	0.3
地	方 消 費 税 交 付 金	690,000	5.8		690,000	5.8
ゴ	ル フ 場 利 用 税 交 付 金	17,000	0.1		17,000	0.1
自	動 車 取 得 税 交 付 金	1	0.0		1	0.0
環	境 性 能 割 交 付 金	11,000	0.1		11,000	0.1
地	方 特 例 交 付 金	25,000	0.2		25,000	0.2
地	方 交 付 税	1,130,000	9.5		1,130,000	9.5
交	通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,000	0.0		4,000	0.0
分	担 金 及 び 負 担 金	47,557	0.4		47,557	0.4
使	用 料 及 び 手 数 料	176,976	1.5		176,976	1.5
国	庫 支 出 金	1,574,997	13.2	25,469	1,600,466	13.4
県	支 出 金	804,243	6.7	425	804,668	6.7
財	産 収 入	6,794	0.1		6,794	0.1
寄	附 金	75,000	0.6		75,000	0.6
繰	入 金	713,000	6.0		713,000	6.0
繰	越 金	200,000	1.7		200,000	1.7
諸	収 入	249,057	2.1	3,922	252,979	2.1
町	債	400,000	3.4		400,000	3.3
合	計	11,920,257	100.0	29,816	11,950,073	100.0

○ 歳出(目的別)

(単位:千円、%)

区	分	補正前		補正予算額	補正後	
		予算額	構成比		予算額	構成比
議	会 費	176,280	1.5		176,280	1.5
総	務 費	1,414,912	11.9	4,876	1,419,788	11.9
民	生 費	4,522,903	37.9	15,001	4,537,904	38.0
衛	生 費	1,734,901	14.6	2,383	1,737,284	14.5
農	林 水 産 業 費	40,685	0.3	8,760	49,445	0.4
商	工 費	104,619	0.9	5,434	110,053	0.9
土	木 費	1,351,008	11.3		1,351,008	11.3
消	防 費	718,881	6.0		718,881	6.0
教	育 費	1,294,960	10.9		1,294,960	10.8
災	害 復 旧 費	1,000	0.0		1,000	0.0
公	債 費	524,389	4.4		524,389	4.4
諸	支 出 金	35	0.0		35	0.0
予	備 費	35,684	0.3	△ 6,638	29,046	0.2
合	計	11,920,257	100.0	29,816	11,950,073	100.0

*各表の構成比は、表示単位未満の端数整理により、合計が100%とならない場合があります。

条例の概要

題名

葉山町火災予防条例の一部を改正する条例

1 趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 8 号）が本年 2 月 21 日に公布されたこと並びに喫煙所等の標識の設置について健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）、国際標準化機構及び日本産業規格との整合を図るため所要の改正をする必要があるため、提案するものです。

2 内容

（1）急速充電設備関係（省令の改正に伴う改正）

- ア 自動車等へ充電する急速充電設備の全出力の上限を撤廃することとした（現在、上限 200 キロワット）。
- イ 現状、規定されていない分離型の急速充電設備（変圧機能を有する設備本体とコネクター及び充電用ケーブルを収納する充電ポストからなるもの）について新たに定義することとした。
- ウ 充電ポストを含む構造や安全設備について所要の改正を行うこととした。

（2）標識関係

- ア 健康増進法に基づき喫煙専用室標識が設置されている場合は、この条例に基づく喫煙所の標識は設置しなくてよいこととした。
- イ 禁煙、火気厳禁又は喫煙所の標識と併せて設ける図記号は、国際標準化機構（ISO）又は日本産業規格（JIS）が定めるものに適合するものとし、条例で定める図記号は削除することとした。

3 施行期日

- （1）この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、急速充電設備に関する規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行することとした。
- （2）この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する
事務委託の協議について

葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託に
関する規約を次のとおり締結することについて協議する。

(別 紙)

令和5年6月14日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務を逗子市から受託すること
について協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14
第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定により提案
するものであります。

葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託
に関する協議書

葉山町と逗子市は、地方自治法第252条の14の規定に基づき、生ごみの堆肥化処理に関する事務について、次のとおり協議し同意するものとする。

葉山町及び逗子市は、葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託に関する規約（別紙）を承認し、同規約に定める諸条項に基づき当該事務の円滑な運営を図るものとする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、葉山町長及び逗子市長記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

葉山町長 山梨 崇仁

逗子市長 桐ヶ谷 覚

葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託
に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 逗子市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する次の事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を葉山町に委託する。

(1) 生ごみ資源化処理施設の設置に関する事務

(2) 生ごみの資源化処理に関する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、葉山町の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）で定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に関する経費（以下「経費」という。）は、逗子市の負担とし、経費の額及び納付の時期は、葉山町長が逗子市長と協議して定める。この場合において、葉山町長は、あらかじめ、経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を逗子市長に送付しなければならない。

(予算の計上)

第4条 葉山町長は、委託事務の管理及び執行にかかる収入及び支出については、葉山町歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第5条 葉山町長は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を逗子市長に通知するものとする。

(経費の調整)

第6条 各年度における経費に対し、逗子市が葉山町に納付した額に過不足があるときの経費の調整は、翌年度の逗子市の納付額において行うものとする。

(連絡会議)

第7条 葉山町長及び逗子市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要の都度連絡会議を開くものとする。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第8条 葉山町長は、委託事務の管理及び執行について適用される葉山町の条例等の制定、改正又は廃止をしようとする場合においては、あらかじめ逗子市長に通知しなければならない。

2 葉山町長は、委託事務の管理及び執行について適用される葉山町の条例等の制定、改正又は廃止がされた場合においては、直ちに当該条例等を逗子市長に通知しなければならない。

3 前項の規定に定める通知があったときは、逗子市長は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、葉山町長及び逗子市長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和 年 月 日から施行する。

(条例等の公表)

2 逗子市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する葉山町の条例等が逗子市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託
に関する協定書

葉山町及び逗子市は、生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務の委託に関し、葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託に関する規約（令和 年 月 日施行。以下「規約」という。）第 9 条の規定に基づき次のとおり協定を締結する。

（経費の算出方法）

第 1 条 規約第 3 条に規定する経費の額の算出方法は、別表のとおりとする。

（経費の精算）

第 2 条 規約第 6 条に規定する経費の調整は、当該過不足が生じた年度の葉山町及び逗子市の歳入歳出決算の議決後最初に到来する経費の納付において行うものとする。

（連絡会議）

第 3 条 規約第 7 条の連絡会議は、葉山町長及び逗子市長がそれぞれ指定する者をもって組織する。

（条例等の制定又は改廃の場合の協議）

第 4 条 逗子市長は、規約第 8 条第 1 項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、葉山町長に協議を申し入れることができる。

（その他）

第 5 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度葉山町長及び逗子市長が協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、葉山町長及び逗子市長記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

葉山町 三浦郡葉山町堀内 2135 番地
葉山町長 山梨 崇仁

逗子市 逗子市逗子五丁目 2 番 16 号
逗子市長 桐ヶ谷 寛

別表

項目	算出方法
事前調査費（生活環境影響調査に係る経費）	・人口で按分
建設改良費（資本費）	○交付対象部分 ・人口で按分 ○交付対象外部分（単独事業） ・人口で按分（ただし、施設周辺の整備は施設を整備するものが負担する。）
処理費（修繕費を含む）	・搬入量で按分

備考

- 1 逗子市が負担する費用の額は、左欄に掲げる項目に、それぞれ右欄に掲げる算出方法により算出したものとする。
- 2 算出した費用負担に1円未満の端数があるときその他の調整が必要なときは、葉山町長及び逗子市長が協議の上これを決定する。
- 3 「人口」とは、搬入が行われる年度の国勢調査に基づく10月1日現在の推計人口とする。ただし事前調査費に係る「人口」については、令和6年度の国勢調査に基

づく10月1日現在の推計人口とする。

- 4 「搬入量」とは、処理施設に搬入される生ごみの量とする。
- 5 「交付対象部分」とは、循環型社会形成推進交付金交付要綱（平成17年4月11日付環廃対発第050411001号環境事務次官通知別紙）第2の2に定める交付対象事業（以下「交付対象事業」という。）を実施する場合において、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（平成17年4月11日付環廃対発第05411002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）6(1)に定める交付対象事業費（以下「交付対象事業費」という。）から交付金の額を控除したものとする。
- 6 「交付対象外部分（単独事業）」とは、実施する事業が交付対象事業のときは、当該事業の総事業費から交付対象事業費を控除したものとし、交付対象事業でないときは、当該事業の総事業費とする。
- 7 供用開始時の負担方法については資本費を人口割、処理費を搬入量割とし、以後、1年目の実績、処理の安定化や広域処理の状況を踏まえ必要に応じて見直すものとする。